

## 労務費等見積単価規程

NPO法人横浜コミュニティデザイン・ラボ  
規程制定日：平成26年 5月 1日

### 第1条（目的）

1. この規程は、NPO法人横浜コミュニティデザイン・ラボが受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な経費の見積もりに適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（総則）

受託等事業の実施に必要な経費の見積もりは、この規程に定めるところにより計算するものとする。

1. 受託等事業の契約額は、この規程に基づき見積る額による。ただし、当該受託等事業を委託又は発注する者の事情によりこの規程に基づき見積もる額により契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

### 第3条（労務費）

1. 労務費は、当該受託等事業に従事する理事及び職員（以下「職員等という。）の件数単価による。
2. 件数単価は、当該受託等事業に従事する職員等の職位に応じて、別表1の金額を用いる。
3. 労務費の額は、当該受託等事業に従事する人日または人時に件数単価を乗じて得た額とする。

### 第4条（その他の経費）

1. 交通費、消耗品費、その他受託等事業の実施に必要な経費については、予想される実費によって計算することを原則とする。

### 附則

- 1 この規程は、平成26年5月1日から施行・適用する。

### 別表1

職位	1日単価（8時間）	1時間単価
代表理事	32,000円（税抜）	4,000円（税抜）
理事	32,000円（税抜）	4,000円（税抜）
管理監督者	32,000円（税抜）	4,000円（税抜）
職員	24,000円（税抜）	3,000円（税抜）